

主な用語の説明

(1) 労働災害

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害など突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

(2) 事業所の労働者数（事業所調査のみ）

本調査の対象者は、事業所の全労働者とした。

ア 事業所の全労働者

調査期間末日現在の調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、調査対象事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとしたが、他企業への出向者及び請負事業で働く労働者は含めないものとした。

なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とした。

イ 事業所の常用労働者

次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するものとした。

（ア）期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者

（イ）重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者

（ウ）事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者

（エ）育児・介護休業中の者、病気休業中の者

なお、いわゆるパートタイマーであっても上記（ア）～（エ）のいずれかに該当する者は常用労働者とした。

(3) 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数及び延べ実労働日数

ア 延べ実労働時間数

全労働者が実際に働いた労働時間の合計（1時間未満の端数は切り捨て）をいい、早出、残業等の超過労働時間があれば、その時間数も含む。なお、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除くが、監視又は断続的業務に従事する者の手待時間は含める。

ここでいう全労働者には調査期間中の一部の期間のみ働いていた者を含める。また、総合工事業調査においては、直用、下請及びその他名称の如何を問わず、調査対象期間中に調査対象工事現場で働くすべての労働者とした（「イ 延べ実労働日数（総合工事業調査のみ）」において同じ）。

イ 延べ実労働日数（総合工事業調査のみ）

全労働者が、実際に工事現場に出勤した延べ日数をいう。交替制などにより同一人が1日のうち2回出勤した場合には、1日として数える。

(4) 企業全体の常用労働者数（事業所調査のみ）

調査対象事業所と同一の企業に属する本社、支社、工場、事業場等すべての事業所を含めた全体の常用労働者数とした。

(5) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働災害により被災した労働者の延べ数を表1の労働不能程度別に区分したものをいう。

各々の災害がどの区分に該当するかは、調査期間の末日より2週間経過後までに確定した労働災害の状態に基づいて決定する。

この調査では、発生した災害の件数ではなく、被災した労働者を単位として労働災害を調査する。したがって、死傷者数の合計は調査期間中の災害ごとの人数の合計となる。同一人が2回以上被災した場合に

は、死傷者数はその被災回数として算出している。

調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して休業しているような場合は、死傷者数及び休業日数に含めない。

なお、休業日数の区分及び延べ休業日数は所定休日も含めた暦日数による。

表1 労働不能程度別区分

労働不能程度	内 容
死 亡	労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷又は業務上の疾病が直接の要因で死亡したものを含む。）。
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すもの。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったもの。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると身体の一部又は身体の一部の機能をそう失せず治癒し、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないもの。
不 休 災 害	業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものも含む。）。

(6) 労働災害率

ア 度数率

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

ただし、単に「度数率」という場合の算式に用いる労働災害による死傷者数は、休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者数であり、これに該当しない不休災害（表1参照。以下同じ。）による傷病者は含まない。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

イ 強度率

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数（（7）参照）をもって、災害の重さの程度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を1,000倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

ウ 不休災害度数率

100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数をもって、不休災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した不休災害による傷病者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{不休災害度数率} = \frac{\text{不休災害による傷病者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

エ 全度数率

100万延べ実労働時間当たりの不休災害と休業1日以上を合わせた労働災害による死傷者数をもって、不休災害も含めた労働災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数（不休災害による傷病者数を含む）を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{全度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数（不休災害による傷病者数を含む）}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(7) 労働損失日数

労働災害により労働不能となった日数をいう。次の基準により算出する。

- ア 死亡…………… 7,500日
- イ 永久全労働不能…………… 表2の身体障害等級第1級～第3級の日数（7,500日）
- ウ 永久一部労働不能…………… 表2の身体障害等級第4級～第14級の日数（級に応じて50～5,500日）
- エ 一時労働不能…………… 所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に 300/365（うるう年は 300/366）を乗じた日数

表2 身体障害等級別労働損失日数

身体障害等級（級）	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数（日）	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

(8) 無災害事業所

休業1日以上又は身体の一部若しくはその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不休災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

(9) 規模

- ア 企業規模
（4）の企業全体の常用労働者数によって区分した。
- イ 事業所規模
（2）イの事業所の常用労働者数によって区分した。

(10) 産業

事業所調査については、事業所の主な生産品又は事業内容により、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定）にしたがって分類したが、一部、日本標準産業分類と異なる独自の産業分類番号及び表記によるものがある。詳細は5（5）を参照されたい。

また、総合工事業については、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて分類した。

(11) 事業所平均月間実労働時間（※インターネットのみ掲載分の集計表で使用）

事業所における1か月当たりの延べ実労働時間数を表す。すなわち、事業所における全労働者の延べ実労働時間数を、事業所の全労働者数で除し、さらに1か月当たりにするために12で除したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{事業所平均月間実労働時間} = \frac{\text{延べ実労働時間数}}{\text{全労働者数}} \div 12$$